

被扶養者国内居住要件の海外特例該当届

被扶養者には国内居住要件があり、生活の基礎が日本国内にあることが必要です。

被扶養者が一定の期間を海外で生活することとなった場合は、国内居住要件の特例に該当していることを確認するため、以下について記入・該当するものに☑し、必要書類と併せて提出してください。

届出日	R 年 月 日	所属所コード		所属所名	
組合員番号		組合員氏名			
被扶養者氏名・生年月日		(S・H・R 年 月 日)			

1 海外渡航日（日本を出国した日）、渡航先国名及び帰国（渡航目的の終了）予定

- ・海外渡航日 令和 年 月 日
- ・渡航先国名 _____
- ・帰国（渡航目的の終了）予定 令和 年 月頃

2 住民票の異動

- ☐ 国外転出
- ☐ 国内：住民票上住所 _____
※住民票上住所を異動した場合は「組合員等情報変更申告書」を提出。

3 渡航目的

渡航目的を確認できる書類を添付してください。

外国語で作成されている書類は、翻訳文を作成し、翻訳者の氏名を記入してください。

各書類の「写し」とは、コピーのほか、撮影した画像等を印刷したものを含みます。（書類の文字が確認できるものに限る。）

- ☐ 留学：①ビザの写し、②修学の確認できる書類の写し ※①が学生ビザの場合は、②は省略可。
- ☐ 外国赴任中の組合員と同居：必要書類なし
- ☐ 就労以外の目的で一時的な渡航（☐ ワーキングホリデー・☐ 観光・☐ 保養・☐ ボランティア）
：①ビザの写し、②渡航目的の確認できる書類の写し
- ☐ 就労等、海外で活動 ⇒ 海外渡航日で取消：被扶養者取消関係書類

4 渡航先での収入の有無等

国内居住の場合と同様、税等控除前の支給総額で、日本円に換算して所得限度額を超過する場合は被扶養者取消となります。

また、奨学金・奨励金等についても国内居住の場合と同様、その目的に「生活補助」が含まれる場合は、収入に該当します。奨学金等の要綱等で支給目的を確認してください。

- ☐ 無
- ☐ 有：見込額 ☐ 年額・☐ 月額 円（日本円に換算）

5 生計維持

国内居住の場合と同様、組合員が被扶養者の生活費等の主要部分を負担していることが必要です。

- ☐ 送金等により組合員が被扶養者の生活費等を負担
：送金（負担）額 ☐ 年額・☐ 月額 円（日本円に換算）
- ☐ 送金等なし ⇒ 生計維持終了日で取消：被扶養者取消関係書類